

## 三重県食の安全・安心確保に関する検討会議概要

日時 平成20年7月31日(木)

10:00～11:50

場所 JA健保会館4階中会議室

### 1. 委員の紹介および会長の選任

事務局より各委員を紹介。会長は、吉本委員。会長の職務代理者は信国委員が選任された。

### 2. 三重県食の安全・安心の確保に関する条例及び施行規則について

〔資料1に基づき、事務局より説明〕

(委員)

自主回収については、もっと詳しく説明されるのか。

(事務局)

事項4の審議事項において、あらためて説明させていただく。

(委員)

生産者は食品関連事業者に入るのか。食品関連事業者と特定事業者の違いが分かりにくい。

(事務局)

生産者も食品関連事業者に含まれる。特定事業者は、「食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者」、「食品等を販売することを営むものであって、規則で定めるもの」が該当する。特定事業者については、生産・加工する者だけでなく、やや幅広に考えていただきたい。

### 3. 三重県における食の安全・安心確保の取り組みについて

〔資料2に基づき、事務局より説明〕

(委員)

監視・指導について、関連施設に対して年に数回の立入検査で十分なのか。

(事務局)

以前は、食品衛生法で回数を定めていたが、現在は、各県で食品監視・指導計画を定め、監視頻度をランク分けして検査を実施している。

食中毒がしやすい時期、リスクの高い業種、施設等について重点的に行っている。

(委員)

以前は、事前に日程を調整してから検査を行った例もあったと聞いているが、抜き打ちで行なわなければ、緊張感にかけない。検査を行う場合は、抜き打ちでお願いしたい。

### 4. 三重県食の安全・安心確保基本方針の見直しについて

〔資料3に基づき、事務局より説明〕

(事務局)

条例が制定されたことに伴い、条例の目的・基本理念等に合わせて基本方針を改正する。

(委員)

基本方針 「食の安全・安心確保のために実施すべき施策」、1 食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導体制の整備、(1)生産資材に関する検査において、農薬や抗生物質等の医薬品は理解できるが、肥料は直接食の安全・安心に関係があるのか。並列で記載することに疑問を感じる。ニュアンスが違うのではないか。

(事務局)

窒素が多量に含まれていることから、環境への負荷という点もあるが、肥料にも農薬等の薬品が含まれているものもある。肥料取締法は肥料の品質・規格をチェックするものであり、使用方法を取り締まるものではない。

(委員)

薬品等が含まれているものについては仕方ないが、やはりニュアンスが違うように思う。検査と言っても農薬と肥料では視点が違うということを消費者に理解して欲しい。

化成肥料は良くないが、有機肥料でつくったものは良いというイメージをもたれている場合もある。

(事務局)

消費者に誤解を与えないような表現を検討する。

(委員)

基本方針については、保健所政令市になった四日市市にも適用されるのか。

(事務局)

四日市市にも同様に適用される。

(委員)

農薬や肥料については、消費者の関心も非常に高い。もっと消費者にわかりやすい表現をして欲しい。

(委員)

学習会等を行い、肥料や農薬について、消費者にもっと勉強してもらってはどうか。また、農作物を作っているところをもっと県民に見てもらえる機会を増やしてほしい。地産池消を進めたいが、輸入品に比べると高い。それはこだわりを持って作っているからだとして理解してもらえらると思う。生産者と消費者の交流を進めれば、様々な誤解も減るのではないか。

(委員)

交流会については、県も色々とやってもらっている。ただ、40人程度に定員が定められているので、参加できない場合もあり勿体ない。有料でもいいので、もっと機会を増やして欲しい。

(委員)

私も農林水産支援センターの交流会に参加している。今年度は8回実施されるが、もっと多くの県民に見てもらいたいと思う。しかし、既にそういう取組が行われているということはお伝えしておきたい。

道の駅や直売所に出される農作物について、高齢者の方も多いと思うが、農薬の適正使用等の指導は行き届いているのか。以前に農協職員のミスにより無登録農薬を販売した事例もあったが、生産者に安全・安心を届けられるような目配りをお願いしたい。

(委員)

「消費者」と記述すると生産者と対比しているようで誤解しやすい。生産者も消費者の一面をもっているため、今回の基本方針で「県民」という表現にしてもらって良かったと感じている。

(会長)

用語解説のリスクコミュニケーションの部分に「消費者」の文言が残っているが、これは修正するのか。

(事務局)

事務的なミス。訂正する。

(委員)

最後に用語解説がついているのも評価できる。

の「施策を効果的に推進するために」のところで、「総合行政で施策の推進にあたる」ということだが、それに見合った予算も必要かと思うので、条例第9条と同じように財政上の措置という文言を加筆した方が良いのではないか。

(事務局)

条例上の文言を全て基本方針に取り入れる必要があるのかという議論もあり、全てを網羅していない。ご指摘の点については、意識的に抜いたわけではないが、再検討する。

(委員)

「食の安全・安心確保のために実施すべき施策」、1「食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導体制の整備」のところで、「内容を充実します」という文言があるが、条例の趣旨も踏まえて「体制の整備」という言葉を入れたらどうか。

(事務局)

検討する。

(会長)

今回の意見とパブリックコメントの意見とを集約した上で、次回、事務局から基本方針の見直し案を提示いただきたい。

## 5. 条例の規制条項に関する規則について

(事務局)

自主回収の報告が義務づけられる回収事由について、条例では、規則で定めることとなっている。この点について議論いただきたい。条例第24条は、「自主回収」を義務づけるものではなく、自主回収をした場合に「報告」を義務づけるものである。

〔資料4に基づき、事務局より説明〕

(委員)

ハウレンソウやマダイの事例説明において、残留農薬(薬品)が検出された同一の畑(生け簀)で2週間後に収穫したものが別ロットというのは納得がいかない。

また、残留農薬が検出された畑についての対策はどうなっているのか。

(事務局)

通常、農薬は散布で行う場合が多く、2週間も経てば太陽が当たり、雨に流され、残留している量が違ってくると考えられるため、別ロットとして考えることができる。しかし、実際は、分析等を行って、安全性が確保されるまでは出荷を自粛している。

また、畑におちた農薬についても、近年の農薬は時間が経つと分解され、土の中に残るものはほとんどない。

マダイの例についても同様で、魚自身が医薬品を体内から排出しようとするので、日数が経てば残留量が減っていく。別ロットのものは条例上の出荷禁止にはあたらないが、県の指導としては自粛をお願いしており、実際に出回ることはない。

(委員)

現時点で自粛しているのであれば、条例で出荷禁止を義務づけて欲しい。消費者の不安感を抑えて欲しい。

(会長)

出荷の禁止については、規則で定める項目にはなっていない。

(委員)

19ページの事例 食品衛生法との関わりについて、カビが生えているのに「ただちに人の健康を損なう恐れがある」と言いきれない」という表現は疑問に感じる。

また、条例パンフレットの5ページ「出荷の禁止」の部分で、「出荷してはいけません。」という表現は優しすぎるのではないか。

(事務局)

仰るとおり不安を抱きかねないので、表現については検討する。

(事務局)

条例上は「出荷してはならない。」となっている。パンフは「ですます」調で分かりやすく記述したため、このような表現となっている。

(委員)

自主回収の報告について、誰が遅滞なく報告するのか。現場では判断を迷うような場合も出てくると考える。食品メーカーの意見を聞く必要があるのではないか。個別の商品の場合は、製造メーカーであることは明確であるが、中間原料を購入して、小売店等で加工販売する場合などは、原料製造メーカーなのか、小売店なのか。規制を受ける側の意見も聞いて欲しい。

(委員)

条例第25条第4項において、「県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする」とあるが、情報提供はどうやって行うのか。積極的に行うのか、問い合わせに答えるという意味なのか。

(事務局)

基本的にはHPにより情報を提供する。

(委員)

事例について個々に細かく決めるのは難しいと思うが、善意の判断ミスを犯す場合もある。製造者も販売者も悩むところが多い。19ページの事例1についても、1000個作っていて1個だけカビが発生したという場合、どう判断するか迷うかもしれない。実際の事例を積み上げていかなければ無理かもしれないが、もっと具体的な事例集があると製造者や販売者は助かると思う。

(会長)

条例の規制条項については、本日たくさんの意見が出ましたので、他府県の事例も併せて、次回までに事務局案を出していただきたい。また、委員からも発言があったように、

規制の対象となる団体等からも必要に応じて意見を聞いていきたい。

6．今後のスケジュールについて

〔資料5に基づき、事務局より説明〕

（事務局）

先程「規制を受ける団体等の意見も聞く」というご意見をいただいたので、それも併せて規則案を提出させていただく。

（委員）

パブリックコメントはどのような形で募集するのか。

（事務局）

基本的には県HPで公表し、意見を求める。報道機関への資料提供も行う。

（以上）